



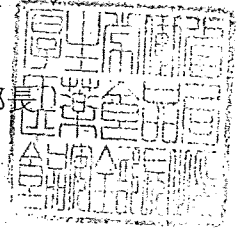
食安発0.810第1号
平成22年8月10日

各、

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成22年厚生労働省告示第326号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第1 改正の概要

- 1 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、農薬アセタミプリド、インドキサカルブ、エスプロカルブ、オキサジアゾン、ジメテナミド、テブフェノジド、トリフロキシストロビン、ピリブチカルブ、プロスルホカルブ、メタアルデヒド並びにメタラキシル及びメフェノキサムについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙1参照）。
- 2 法第11条第1項の規定に基づき、飼料添加物ノシヘプタイドについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙2参照）。

第2 施行・適用期日

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準値を改正するもののうち、下表の農薬ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成23年2月10日から適用されるものであること。

農薬等	食品
アセタミプリド	大麦、ライ麦、そば、その他の穀類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、だいこん類の根、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、カリフラワー、ブロッコリー、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、その他のきく科野菜、ねぎ、にんにく、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、きゅうり、かぼちや、すいか、メロン類果実、まくわうり、ほうれんそう、たけのこ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、びわ、もも、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実及び茶
インドキサカルブ	さといも類、かんしょ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、こまつな、きょうな、カリフラワー、ごぼう、サルシフィー、にんじん、パースニップ、その他のなす科野菜、きゅうり、たけのこ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、その他の野菜、りんご、日本なし、西洋なし、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、キウイ、綿実及びその他のスパイス
オキサジアゾン	米及び乳
ジメテナミド	大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、大豆、はくさい、キャベツ及び芽キャベツ
テブフェノジド	米、大麦、ライ麦、とうもろこし、その他の穀類、大豆、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、かぶ類の根、芽キャベツ、セロリ、なす、すいか、メロン類果実、まくわうり、しょうが、その他の野菜、みかん、もも、あんず、すもも、うめ、かき、バナナ、パパイア、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、綿実、コーヒー豆、その他のスパイス、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎

	臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分
トリフロキシストロ ビン	米、その他のきく科野菜、セロリ、その他のせり科野菜、トマト、 なす、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実、 まくわうり、その他のうり科野菜、みかん、もも、ネクタリン、 いちご、かき、バナナ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グ アバ、マンゴー、パッションフルーツ、その他の果実、その他の スパイス及びその他のハーブ
ピリブチカルブ	米
メタラキシル及びメ フェノキサム	そら豆、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにやくいも、そ の他のいも類、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、 かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、ケ ール、こまつな、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼ う、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、し ゆんぎく、その他のきく科野菜、ねぎ、にんにく、にら、わけぎ、 その他のゆり科野菜、パースニップ、セロリ、その他のせり科野 菜、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちや、しろうり、 メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、たけのこ、オ クラ、しょうが、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、 しいたけ、その他のきのこ類、みかん、なつみかんの果実全体、 レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんき つ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、 ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ブラックベリー、 クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、 バナナ、キウイ、パパイヤ、パイナップル、グアバ、マンゴー、 パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ごまの種子、 べにばなの種子、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、く り、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、牛の 筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の 脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の 肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の 食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食 用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その 他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、 その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部 分、鶏の卵及びその他の家きんの卵

第3 運用上の注意

1. 今回基準値を設定するアセタミプリドとは、畜産物にあつては、アセタミプリド及び代謝物 IM-2-1 (N^1 -[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]- N^2 -シアノアセトアミジン) をアセタミプリドに換算した和をいい、その他の食品にあつては、アセタミプリドのみをいうこと。
2. 今回基準値を設定するインドキサカルブとは、S体とR体の和をいうこと。
3. 今回基準値を設定するジメテナミドとは、S体とR体の和をいうこと。
4. 今回テブフェノジドについて基準値を設定した食品のうち、キウイについては、果皮を含むものとする。
5. 今回基準値を設定するトリフロキシストロビンとは、畜産物にあつては、トリフロキシストロビン及び代謝物(E,E)-メトキシイミノ-{2-[1-(3-トリフロロメチル-フェニル)-エチリデンアミノオキシメチル]-フェニル}-酢酸をトリフロキシストロビンに換算したものの和をいい、その他の食品にあつては、トリフロキシストロビンのみをいうこと。
6. 今回基準値を設定するメタラキシル及びメフェノキサムとは、畜産物にあつては、メタラキシル及びメタラキシルM並びに代謝物 2-[(2,6-ジメチルフェニル)-(2-ヒドロキシアセチル)アミノ]プロピオン酸をメタラキシル及びメタラキシルMに換算したものの和をいい、その他の食品にあつては、メタラキシル及びメタラキシルMのみをいうこと。

第4 その他

法に基づく残留基準値の設定に合わせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくプロスルホカルブに係る登録並びにインドキサカルブ、エスプロカルブ、ジメテナミド、テブフェノジド、トリフロキシストロビン、ピリブチカルブ、メダアルデヒド並びにメタラキシル及びメフェノキサムに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。なお、農薬プロスルホカルブ及び飼料添加物ノシヘプタイドの試験法については、後日通知することとしていること。

別紙

アセタミプリド(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大麦	●	0.2
ライ麦	●	0.2
とうもろこし	○ 0.2	0.2
そば	●	0.2
その他の穀類 ²	●	0.2
小豆類 ³	○ 2	2
えんどう	● 0.4	2
そら豆	● 0.4	2
らっかせい	●	2
その他の豆類 ⁴	●	2
ばれいしよ	● 0.3	0.5
さといも類(やつがしらを含む。)	● 0.2	0.5
かんしよ	●	0.5
やまいも(長いもをいう。)	● 0.05	0.5
こんにやくいも	● 0.2	0.5
その他のいも類 ⁵	●	0.5
てんさい	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	● 0.2	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	○ 5	5
かぶ類の根	○ 0.1	0.1
かぶ類の葉	○ 5	5
西洋わさび	● 0.05	0.1
クレソン	●	5
はくさい	● 0.5	5
キャベツ	● 3	5
芽キャベツ	● 0.3	5
ケール	○ 5	5
こまつな	○ 5	5
きょうな	○ 5	5
チンゲンサイ	○ 5	5
カリフラワー	● 1	5
ブロッコリー	● 2	5
その他のあぶらな科野菜 ⁶	○ 5	5
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	5
チコリ	● 3	5
エンダイブ	● 3	5
しゅんぎく	○ 5	5
レタス	○ 5	5
その他のきく科野菜 ⁷	● 3	5
たまねぎ	○ 0.2	0.2
ねぎ	● 4.5	5
にんにく	● 0.02	0.2

アセタミプリド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
にら	○ 5	5
アスパラガス	● 0.5	5
わけぎ	● 3	5
その他のゆり科野菜 ⁸	● 0.2	5
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	● 3	5
セロリ	● 3	5
みつば	○ 5	5
その他のせり科野菜 ⁹	●	5
トマト	● 2	5
ピーマン	● 1	5
なす	● 2	5
その他のなす科野菜 ¹⁰	○ 2	2
きゅうり	● 2	5
かぼちや	● 0.7	2
しろうり	○ 2	2
すいか	● 0.3	0.5
メロン類果実	● 0.5	1
まくわうり	●	1
その他のうり科野菜 ¹¹	○ 2	2
ほうれんそう	● 3	5
たけのこ	●	0.1
オクラ	○ 1	1
しょうが	●	0.1
未成熟えんどう	● 2	5
未成熟いんげん	● 3	5
えだまめ	● 3	5
その他の野菜 ¹²	○ 5	5
みかん	● 0.5	1
なつみかんの果実全体	● 2	5
レモン	● 2	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	● 2	5
グレープフルーツ	● 2	5
ライム	● 2	5
その他のかんきつ類果実 ¹³	● 2	5
りんご	● 2	5
日本なし	● 2	5
西洋なし	● 2	5
マルメロ	○ 1	1
びわ	● 0.1	1
もも	● 2	5
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アプリコットを含む)	● 3	5
すもも(プルーンを含む)	● 3	5

アセタミプリド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
うめ	● 3	5
おうとう(チェリーを含む)	● 2	5
いちご	● 3	5
ラズベリー	● 1.6	5
ブラックベリー	● 1.6	5
ブルーベリー	● 2	5
クランベリー	● 0.6	5
ハックルベリー	● 1.6	5
その他のベリー類果実 ¹⁴	● 2	5
ぶどう	○ 5	5
かき	○ 1	1
バナナ	●	1
キウイ	● 0.2	1
パパイヤ	●	1
アボカド	●	1
パイナップル	●	1
グアバ	●	1
マンゴー	○ 1	1
パッションフルーツ	● 0.7	1
なつめやし	●	5
その他の果実 ¹⁵	● 1	5
綿実	○ 0.6	0.3
なたね	○	0.01
その他のオイルシード ¹⁶	○	0.01
ぎんなん	○ 0.1	
くり	○ 0.1	
ペカン	○ 0.1	
アーモンド	○ 0.1	
くるみ	○ 0.1	
その他のナッツ類 ¹⁷	○ 0.1	
茶	● 30	50
その他のスパイス ¹⁸	○ 5	5
その他のハーブ ¹⁹	○ 5	5
牛の筋肉	○ 0.1	0.06
豚の筋肉	○ 0.1	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 0.1	0.06
牛の脂肪	○ 0.1	0.1
豚の脂肪	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 0.2	0.1
豚の肝臓	○ 0.2	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	0.1
牛の腎臓	○ 0.2	0.1
豚の腎臓	○ 0.2	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.1

アセタミプリド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の食用部分 ²¹	○ 0.2	0.1
豚の食用部分	○ 0.2	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.1
乳	○ 0.1	0.06
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家さん ²² の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の家さんの脂肪	○ 0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家さんの肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家さんの腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家さんの食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家さんの卵	○ 0.01	0.01

インドキサカルブ(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	○ 0.02	0.02
大豆	○ 5	0.5
小豆類 ³	○ 0.2	0.2
えんどう	○ 0.2	
そら豆	○ 0.2	
らつかせい	○ 0.02	0.01
その他の豆類 ⁴	○ 0.2	0.2
ばれいしよ	○ 0.2	0.1
さといも類(やつがしらを含む。)	● 0.05	0.1
かんしよ	● 0.05	0.1
やまいも(長いもをいう。)	● 0.01	0.1
こんにやくいも	●	0.1
その他のいも類 ⁵	● 0.01	0.1
てんさい	● 0.05	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。以下同じ。)	● 0.05	0.1
だいこん類の葉	○ 5	5
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	●	0.5
西洋わさび	●	0.1
クレソン	○ 14	
はくさい	○ 1	1
キャベツ	○ 1	1
芽キャベツ	○ 12	3

インドキサカルブ(つつき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ケール	○ 12	2
こまつな	●	0.5
きょうな	●	0.5
カリフラワー	● 0.2	3
ブロッコリー	○ 0.2	0.2
その他のあぶらな科野菜 ⁶	○ 12	0.1
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
チコリ	○ 14	
エンダイブ	○ 14	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 14	1
その他のきく科野菜 ⁷	○ 14	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 2	2
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	○ 14	
セロリ	○ 14	
その他のせり科野菜 ⁹	○ 14	
トマト	○ 0.5	0.5
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜 ¹⁰	● 0.3	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	● 0.2	0.5
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.6	
しろうり	○ 0.6	
すいか	○ 0.6	
メロン類果実	○ 0.1	
まくわうり	○ 0.1	
その他のうり科野菜 ¹¹	○ 0.6	
たけのこ	●	0.1
しょうが	● 0.05	0.1
未成熟えんどう	●	1
未成熟いんげん	●	1
えだまめ	○ 1	1
その他の野菜 ¹²	●	1
りんご	● 0.5	1
日本なし	● 0.2	1
西洋なし	● 0.2	0.9
マルメロ	○ 2	1
びわ	○ 2	1
もも	●	2
ネクタリン	● 0.9	2
あんず(アプリコットを含む。)	● 0.9	2
すもも(プルーンを含む。)	● 0.9	2
うめ	●	2

インドキサカルブ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
おうとう(チェリーを含む。)	● 0.9	2
いちご	○ 1	1
クランベリー	○ 0.9	0.5
ぶどう	○ 2	1
キウイ	●	0.1
綿実	● 1	2
その他のスパイス ¹⁸	●	1
その他のハーブ ¹⁹	○ 12	1
牛の筋肉	○ 1	0.05
豚の筋肉	○ 1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 1	0.05
牛の脂肪	○ 1	1
豚の脂肪	○ 1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 1	1
牛の肝臓	○ 0.5	0.02
豚の肝臓	○ 0.5	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.5	0.02
牛の腎臓	○ 0.5	0.02
豚の腎臓	○ 0.5	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.5	0.02
牛の食用部分 ²¹	○ 0.5	0.02
豚の食用部分	○ 0.5	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.5	0.02
乳	○ 0.1	0.1
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家きん ²² の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.01	0.01
干しぶどう	○ 5	

エスプロカルブ(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.02	0.02
小麦	○ 0.05	
魚介類	○ 0.2	0.2

オキサジアゾン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.02	0.1
牛の筋肉	○	0.01
豚の筋肉	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○	0.01
牛の脂肪	○	0.01
豚の脂肪	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.01
牛の肝臓	○	0.01
豚の肝臓	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	0.01
牛の腎臓	○	0.01
豚の腎臓	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○	0.01
牛の食用部分 ²¹	○	0.01
豚の食用部分	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○	0.01
乳	●	0.1
魚介類	○ 0.6	

ジメテナミド(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大麦	●	0.1
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	● 0.05	0.1
そば	●	0.1
その他の穀類 ²	○ 0.01	0.01
大豆	● 0.05	0.1
小豆類 ³	○	0.01
らつかせい	○ 0.01	0.01
ばれいしよ	○ 0.01	0.01
さといも類(やづがしらを含む。)	○	0.01
かんしよ	○ 0.01	0.01
やまいも(長いもをいう。)	○	0.01
その他のいも類 ⁵	○	0.01
てんさい	○ 0.05	0.01
かぶ類の根	○ 0.01	
かぶ類の葉	○ 0.1	
西洋わさび	○	0.01
はくさい	●	0.1
キャベツ	● 0.05	0.1

ジメテナミド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
芽キャベツ	●	0.1
たまねぎ	○ 0.01	0.01
にんにく	○ 0.01	0.01
その他のゆり科野菜 ⁸	○ 0.01	0.01
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.01	
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.01	
しろうり	○ 0.01	
すいか	○ 0.01	
メロン類果実	○ 0.01	
まくわうり	○ 0.01	
その他のうり科野菜 ¹¹	○ 0.01	0.01
しょうが	○	0.01
えだまめ	○ 0.05	
その他の野菜 ¹²	○ 0.01	0.01
ホップ	○ 0.05	
その他のスパイス ¹⁸	○	0.01
その他のハーブ ¹⁹	○	0.01
牛の筋肉	○ 0.01	
豚の筋肉	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.01	
豚の脂肪	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	
乳	○ 0.01	
鶏の筋肉	○ 0.01	
その他の家きん ²² の筋肉	○ 0.01	
鶏の脂肪	○ 0.01	
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	
鶏の肝臓	○ 0.01	
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	
鶏の腎臓	○ 0.01	
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	
鶏の食用部分 ²¹	○ 0.01	
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	
鶏の卵	○ 0.01	
その他の家きんの卵	○ 0.01	

デブフェノジド(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.3	0.5
大麦	●	5
ライ麦	●	5

テブフェノジド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	●	5
そば	○ 5	5
その他の穀類 ²	●	5
大豆	● 0.3	0.5
ばれいしょ	●	0.1
さといも類(やつがしらを含む。)	● 0.015	0.1
かんしょ	● 0.05	0.1
やまいも(長いもをいう。)	● 0.015	0.1
こんにやくいも	●	0.1
その他のいも類 ⁵	● 0.015	0.1
てんさい	● 0.05	0.1
さとうきび	○ 1	1
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	○ 10	10
かぶ類の根	● 0.3	9
かぶ類の葉	○ 10	10
クレソン	○ 10	10
はくさい	○ 10	10
キャベツ	○ 5	5
芽キャベツ	● 5.0	5
ケール	○ 10	10
こまつな	○ 10	10
きょうな	○ 10	10
チンゲンサイ	○ 10	10
カリフラワー	○ 0.5	0.5
ブロッコリー	○ 0.5	0.5
その他のあぶらな科野菜 ⁶	○ 10	10
チコリ	○ 10	10
エンダイブ	○ 10	10
じゅんぎく	○ 10	10
レタス(サラダ菜及びびしちやを含む)	○ 10	10
その他のきく科野菜 ⁷	○ 10	10
パセリ	○ 10	10
セロリ	● 2.0	2
その他のせり科野菜 ⁹	○ 10	2
トマト	○ 1	1
ピーマン	○ 1	1
なす	● 1.0	1
その他のなす科野菜 ¹⁰	○ 10	10
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜 ¹¹	○ 10	10
ほうれんそう	○ 10	10
しょうが	● 0.015	0.02
その他の野菜 ¹²	● 10	20

デブフェノジド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
みかん	●	2
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実 ¹³	○ 2	2
りんご	○ 1	1.0
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	○ 1	1
びわ	○ 1	1
もも	● 0.05	0.5
ネクタリン	○ 0.5	0.5
あんず(アプリコットを含む。)	●	1
すもも(プルーンを含む。)	●	1
うめ	●	1
おうとう(チェリーを含む。)	○ 1	1
いちご	○ 1	1
ラズベリー	○ 2	2
ブラックベリー	○ 3.0	1
ブルーベリー	○ 3	3
クランベリー	○ 0.5	0.5
ハuckleベリー	○ 3	1
その他のベリー類果実 ¹⁴	○ 3.0	1
ぶどう	○ 2	0.5
かき	●	1
バナナ	●	1
キウイ(果皮を含む。)	○ 0.5	0.5
パパイヤ	●	1
アボカド	○ 1	1
パイナップル	●	1
グアバ	●	1
マンゴー	● 0.7	1
パッションフルーツ	●	1
なつめやし	●	1
その他の果実 ¹⁵	● 1.0	1
綿実	● 1.5	2
なたね	○ 2	2
くり	○ 0.1	0.1
ペカン	○ 0.01	0.01
アーモンド	○ 0.05	0.05
くるみ	○ 0.1	0.1
その他のナッツ類 ¹⁷	○ 0.1	0.08
茶	○ 25	25

テブフェノジド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
コーヒード	●	0.05
その他のスパイス ¹⁸	● 2.0	20
その他のハーブ ¹⁹	○ 20	20
牛の筋肉	○ 0.05	0.02
豚の筋肉	○ 0.05	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 0.05	0.02
牛の脂肪	○ 0.2	0.05
豚の脂肪	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.02
豚の肝臓	○ 0.05	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.02
牛の腎臓	○ 0.02	0.02
豚の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	0.02
牛の食用部分 ²¹	○ 0.05	0.02
豚の食用部分	○ 0.05	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.02
乳	○ 0.02	0.01
鶏の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の家きん ²² の筋肉	○ 0.02	0.02
鶏の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	0.02
鶏の肝臓	●	0.02
その他の家きんの肝臓	●	0.02
鶏の腎臓	●	0.02
その他の家きんの腎臓	●	0.02
鶏の食用部分	●	0.02
その他の家きんの食用部分	●	0.02
鶏の卵	○ 0.02	0.02
その他の家きんの卵	○ 0.02	0.02
魚介類	○ 0.3	
とうがらし(乾燥させたもの。)	○ 10	
干しぶどう	○ 2	2

トリフロキシストロビン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 1.6	4
小麦	○ 0.2	0.2
大麦	○ 0.5	0.5
ライ麦	○ 0.05	

トリフロキシストロビン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	○ 0.05	0.05
その他の穀類 ²	○ 0.05	
大豆	○ 0.08	0.04
らつかせい	○ 0.05	0.05
ばれいしよ	○ 0.04	0.04
てんさい	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.1	0.1
かぶ類の根	○ 0.1	0.1
西洋わさび	○ 0.1	0.1
はくさい	○ 0.5	
キャベツ	○ 0.5	
芽キャベツ	○ 0.1	
カリフラワー	○ 0.5	
ブロッコリー	○ 0.5	
ごぼう	○ 0.1	0.1
サルシフィー	○ 0.1	0.1
その他のきく科野菜 ⁷	● 3.5	4
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.7	
にんにく	○ 0.05	
アスパラガス	○ 0.07	
にんじん	○ 0.1	0.1
パースニップ	○ 0.1	0.1
セロリ	● 3.5	4
その他のせり科野菜 ⁹	● 3.5	4
トマト	● 0.7	1
ピーマン	○ 0.5	0.5
なす	● 0.5	1
その他のなす科野菜 ¹⁰	○ 2.0	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	● 0.7	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	● 0.3	1
しろうり	● 0.3	1
すいか	● 0.3	0.5
メロン類果実	● 0.3	0.5
まくわうり	● 0.3	0.5
その他のうり科野菜 ¹¹	● 0.3	1
未成熟いんげん	○ 0.5	
えだまめ	○ 0.08	0.04
その他の野菜 ¹²	○ 3.5	1
みかん	●	0.3
なつみかんの果実全体	○ 0.5	0.3
レモン	○ 0.5	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.5	0.3
グレープフルーツ	○ 0.5	0.3
ライム	○ 0.5	0.3
その他のかんきつ類果実 ¹³	○ 0.5	0.3

トリフロキシストロビン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
りんご	○ 3	3
日本なし	○ 5	0.7
西洋なし	○ 5	0.7
マルメロ	○ 0.7	0.7
びわ	○ 0.7	0.7
もも	● 0.2	2
ネクタリン	● 3	5
あんず(アプリコットを含む。)	○ 3	2
すもも(プルーンを含む。)	○ 3	2
うめ	○ 3	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 3	2
いちご	● 0.2	2
ぶどう	○ 5	3
かき	● 0.5	5
バナナ	● 0.5	5
キウイ	○ 0.02	
パパイヤ	● 0.7	5
アボカド	●	5
パイナップル	●	5
グアバ	● 0.05	5
マンゴー	● 0.7	5
パッションフルーツ	● 0.05	5
その他の果実 ¹⁵	● 0.7	5
綿実	○ 0.05	
ぎんなん	○ 0.02	
くり	○ 0.04	0.04
ペカン	○ 0.04	0.04
アーモンド	○ 0.04	0.04
くるみ	○ 0.04	0.04
その他のナッツ類 ¹⁷	○ 0.04	0.04
茶	○ 5	5
コーヒー豆	○ 0.05	
ホップ	○ 40	20
その他のスパイス ¹⁸	● 3.5	5
その他のハーブ ¹⁹	● 3.5	4
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の肉類	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.04	0.04

トリフロキシストロビン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の腎臓	○ 0.04	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.04	0.04
牛の食用部分 ²¹	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.02	0.02
鶏の筋肉	○ 0.04	0.04
その他の家きん ²² の筋肉	○ 0.04	0.04
鶏の脂肪	○ 0.04	0.04
その他の家きんの脂肪	○ 0.04	0.04
鶏の肝臓	○ 0.04	0.04
その他の家きんの肝臓	○ 0.04	0.04
鶏の腎臓	○ 0.04	0.04
その他の家きんの腎臓	○ 0.04	0.04
鶏の食用部分	○ 0.04	0.04
その他の家きんの食用部分	○ 0.04	0.04
鶏の卵	○ 0.04	0.04
その他の家きんの卵	○ 0.04	0.04
精米	○ 0.9	
米ぬか	○ 7	
小麦ふすま	○ 0.5	
干しぶどう	○ 5	

ピリブチカルブ(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.03	0.1
魚介類	○ 0.4	

プロスルホカルブ(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.05	
大麦	○ 0.05	

メタアルデヒド(軟体動物駆除剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.2	0.2

メタアルデヒド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.2	0.2
とうもろこし	○ 0.2	0.2
レタス(サラダ菜及びびしちやを含む)	○ 3	
みかん	○ 0.2	
なたね	○ 0.2	0.2
その他のスパイス ¹⁸	○ 0.7	0.2
魚介類	○ 0.02	

メタラキシル及びメフェノキサム(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.1	0.1
小麦	○ 0.05	0.05
大麦	○ 0.05	0.05
ライ麦	○ 0.05	0.05
とうもろこし	○ 0.05	0.05
そば	○ 0.05	0.05
その他の穀類 ²	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.05	0.05
小豆類 ³	○ 0.2	0.1
えんどう	○ 0.2	0.1
そら豆	●	0.1
らっかせい	○ 0.1	0.1
その他の豆類 ⁴	○ 0.2	0.1
ばれいしょ	○ 0.3	0.3
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.5
かんしょ	●	0.5
やまいも(長いもをいう。)	●	0.5
こんにやくいも	● 0.3	0.5
その他のいも類 ⁵	●	0.5
てんさい	○ 0.05	0.05
さとうきび	● 0.05	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。以下同じ。)	● 0.2	2
だいこん類の葉	● 0.2	2
かぶ類の根	● 0.3	2
かぶ類の葉	● 0.3	2
西洋わさび	● 0.2	2
クレソン	●	2
はくさい	● 0.3	2
キャベツ	○ 0.5	0.5
芽キャベツ	○ 0.2	0.2
ケール	●	2
こまつな	● 1	2

メタラキシル及びメフェノキサム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
きょうな	○ 3	2
チンゲンサイ	○ 2	2
カリフラワー	○ 0.5	0.5
ブロッコリー	● 0.5	2
その他のあぶらな科野菜 ⁶	● 0.7	2
ごぼう	●	2
サルシフィー	●	2
アーティチョーク	●	2
チコリ	●	2
エンダイブ	●	2
しゅんぎく	●	2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 2	2
その他のきく科野菜 ⁷	●	2
たまねぎ	○ 2	2
ねぎ(リーキを含む。)	● 0.2	2
にんにく	● 0.5	2
にら	●	2
アスパラガス	○ 0.05	0.05
わけぎ	● 0.2	2
その他のゆり科野菜 ⁸	● 0.3	2
にんじん	○ 0.05	0.05
パースニップ	●	2
パセリ	○ 2	2
セロリ	●	2
みつば	○ 2	2
その他のせり科野菜 ⁹	● 1	2
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 2	2
なす	● 1	2
その他のなす科野菜 ¹⁰	● 1	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	● 1	2
かぼちや(スカッシュを含む。)	● 0.2	2
しろうり	●	2
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	● 0.7	1
まくわうり	●	0.2
その他のうり科野菜 ¹¹	●	2
ほうれんそう	○ 2	2
たけのこ	●	2
オクラ	● 1	2
しょうが	● 1	2
未成熟えんどう	○ 0.2	0.05
未成熟いんげん	● 0.2	2
えだまめ	● 0.2	2
マッシュルーム	●	2

メタラキシル及びメフェノキサム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
しいたけ	●	2
その他のきのこ類 ²³	●	2
その他の野菜 ¹²	○ 3	2
みかん	● 0.2	1
なつみかんの果実全体	●	1
レモン	● 0.7	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	● 0.7	1
グレープフルーツ	● 0.7	2
ライム	● 0.7	1
その他のかんきつ類果実 ¹³	● 0.7	1
りんご	● 0.2	1
日本なし	● 0.2	1
西洋なし	● 0.2	1
マルメロ	● 0.2	1
びわ	● 0.2	1
もも	● 0.2	1
ネクタリン	● 0.2	1
あんず(アプリコットを含む。)	● 0.2	1
すもも(プルーンを含む。)	● 0.2	1
うめ	●	1
おうとう(チェリーを含む。)	● 0.2	1
いちご	○ 7	1
ラズベリー	○ 0.2	0.2
ブラックベリー	● 0.2	1
ブルーベリー	○ 2	1
クランベリー	●	1
ハuckleベリー	●	1
その他のベリー類果実 ¹⁴	● 0.2	1
ぶどう	○ 1	1
かき	●	1
バナナ	●	1
キウイ	●	1
パパイヤ	●	1
アボカド	○ 0.2	0.2
パイナップル	●	1
グアバ	●	1
マンゴー	●	1
パッションフルーツ	● 0.2	1
なつめやし	●	1
その他の果実 ¹⁵	●	1
ひまわりの種子	○ 0.05	0.05
ごまの種子	●	1
べにばなの種子	●	1
綿実	○ 0.05	0.05
なたね	●	1

メタラキシル及びメフェノキサム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のオイルシード ¹⁶	●	1
ぎんなん	●	1
くり	●	1
ペカン	●	1
アーモンド	● 0.4	1
くるみ	● 0.4	1
その他のナッツ類 ¹⁷	●	1
茶	●	0.1
カカオ豆	○ 0.2	0.2
ホップ	○ 10	10
その他のスパイス ¹⁸ (種子を除く。)	○ 5	2
その他のハーブ ¹⁹	○ 2	2
牛の筋肉	● 0.02	0.2
豚の筋肉	● 0.02	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の肉類	● 0.02	0.2
牛の脂肪	● 0.02	0.4
豚の脂肪	● 0.02	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.02	0.4
牛の肝臓	● 0.1	0.3
豚の肝臓	● 0.1	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.1	0.3
牛の腎臓	○ 0.3	0.3
豚の腎臓	○ 0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.3	0.3
生の食用部分 ²¹	● 0.02	0.2
豚の食用部分	● 0.02	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.02	0.2
乳	●	0.03
鶏の筋肉	● 0.01	0.2
その他の家きん ²² の筋肉	● 0.01	0.2
鶏の脂肪	● 0.01	0.5
その他の家きんの脂肪	● 0.01	0.5
鶏の肝臓	● 0.06	0.3
その他の家きんの肝臓	● 0.06	0.3
鶏の腎臓	● 0.2	0.3
その他の家きんの腎臓	● 0.2	0.3
鶏の食用部分	● 0.01	0.2
その他の家きんの食用部分	● 0.01	0.2
鶏の卵	● 0.01	0.05
その他の家きんの卵	● 0.01	0.05
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	○ 5	5

脚注

1. ○:平成22年8月10日施行

●:平成23年2月10日施行

・残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

・今回基準値を設定するアセタミプリドとは、畜産物にあっては、アセタミプリド及び代謝物IM-2-1($N^1-[(6\text{-クロロ-3-ピリジル})\text{メチル}]-N^2\text{-シアノアセトアミジン}$)をアセタミプリドに換算した和をいい、その他の食品にあっては、アセタミプリドのみをいうこと。

・今回基準値を設定するインドキサカルブとは、インドキサカルブ(S体)とインドキサカルブ(R体)の和をいうこと。

・今回基準値を設定するジメテナミドとは、ジメテナミド(S体)とジメテナミド(R体)の和をいうこと。

・今回テブフェノジドについて基準値を設定した食品のうち、キウイについては、果皮を含むものとする。

・今回基準値を設定するトリフロキシストロビンとは、畜産物にあっては、トリフロキシストロビン及び代謝物((E,E)-メキシイミノ{2-[1-(3-トリフロロメチルフェニル)-エチリデンアミノオキシメチル]フェニル}-酢酸)をトリフロキシストロビンに換算したものの和をいい、その他の食品にあっては、トリフロキシストロビンのみをいうこと。

・今回基準値を設定するメタラキシル及びメフェノキサムとは、農産物にあってはメタラキシル及びメフェノキサムの和をいい、畜産物にあっては、メタラキシル及びメフェノキサム並びに代謝物(2-[(2,6-ジメチルフェニル)-(2-ヒドロキシアセチル)アミノ]プロピオン酸)をメタラキシル及びメフェノキサムに換算したものの和をいうこと。

2.「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

3.いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイ豆、ライマ豆及びレンズを含む。

4.「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

5.「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやく以外のものをいう。

6.「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

7.「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

8.「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

9.「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

10.「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

11.「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

12.「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのご類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

13.「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

14.「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラッグベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

15.「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

16.「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

17.「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

18.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

19.「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソウ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

20.「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

21.「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除いた部分をいう。

22.「その他の家さん」とは、家さんのうち、鶏以外のものをいう。

23.「その他のきのご類」とは、きのご類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

別紙2

ノシヘプタイド(抗生物質)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	○ 0.03	0.03
豚の脂肪	○ 0.03	0.03
豚の肝臓	○ 0.03	0.03
豚の腎臓	○ 0.03	0.03
豚の食用部分 ²	○ 0.03	0.03
鶏の筋肉	○ 0.03	0.03
鶏の脂肪	○ 0.03	0.03
鶏の肝臓	○ 0.03	0.03
鶏の腎臓	○ 0.03	0.03
鶏の食用部分	○ 0.03	0.03

脚注

1. ○:平成22年8月10日施行

・表中にない食品については、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

2. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除いた部分をいう。